

地鶏肉の日本農林規格

制 定 平成11年 6 月21日農林水産省告示第 844号
 改 正 平成17年10月 5 日農林水産省告示第1513号
 改 正 平成22年 6 月16日農林水産省告示第 923号
 改 正 平成27年 8 月21日農林水産省告示第2009号
 最終改正 令和元年 6 月27日農林水産省告示第 475号

（適用の範囲）

第1条 この規格は、鶏肉等（ささみ（すじなしを含む。）、こにく、かわ、あぶら、きも（血ぬきを含む。）、すなぎも（すじなしを含む。）、もつ（きも及びすなぎも以外の可食内臓をいう。）及びがら（以下「ささみ等」という。）を含む。）に適用する。

（定義）

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
在 来 種	明治時代までに国内で成立し、又は導入され定着した別表に掲げる鶏の品種をいう。
平 飼 い	鶏舎内又は屋外において、鶏が床面又は地面を自由に運動できるようにして飼育する飼育方法をいう。
放 飼 い	平飼いのうち、日中屋外において飼育する飼育方法をいう。
在来種由来血液百分率	在来種を100%、在来種でない品種を0%とし、交配した品種にあつては両親のそれぞれの在来種由来血液百分率の1/2の値を合計した値をいう。

（地鶏肉の規格）

第3条 地鶏肉の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
素 び な	在来種由来血液百分率が50%以上のものであって、出生の証明（在来種からの系譜、在来種由来血液百分率及びふ化日の証明をいう。）ができるものを使用していること。
飼 育 期 間	ふ化日から75日間以上飼育していること。
飼 育 方 法	28日齢以降平飼いで飼育していること。
飼 育 密 度	28日齢以降 1 m ² 当たり10羽以下で飼育していること。

第4条 地鶏肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

--	--

事 項	基 準
表 示 事 項	食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定（名称については、第18条第1項、第20条、第24条第1項及び第25条に規定する販売形態に応じた義務表示の特例を除く。）に従うほか、次に掲げる事項を表示してあること。 (1) 組合せ (2) 飼育期間 (3) 飼育方法 (4) 内容量（容器包装に入れたものに限る。） (5) 生産業者（小分けをしたものにあつては、小分け業者）の氏名又は名称及び住所
表 示 の 方 法	食品表示基準の規定に従うほか、名称、組合せ、飼育期間、飼育方法及び内容量の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 商品名中に「地鶏」の文字を使用している場合を除き、「名称」又は「品名」の文字を冠して、「地鶏肉」又は「地鶏」と記載すること。ただし、ささみ等にあつては、商品名中に「地鶏ささみ」等「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位を記載している場合を除き、「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位名を加え、「名称」又は「品名」の文字を冠して、「地鶏ささみ」等と記載すること。 (2) 組合せ 「組合せ」の文字を冠して、在来種由来血液百分率が50%以上である父鶏又は母鶏の由来する在来種の一般的な名称を「父〇〇×母〇〇」、「父〇〇」又は「母〇〇」等と記載すること。なお、この場合において父鶏又は母鶏の由来する在来種が2品種以上である場合にあつては、それぞれの在来種に由来する血液百分率の高いものから順に1品種以上の名称を記載すること。 (3) 飼育期間 「飼育期間」の文字を冠して、飼育した期間を、次の例のいずれかにより記載すること。 - ア 〇〇日 - イ 〇〇日以上 - ウ 〇〇日～〇〇日（上限の日数と下限の日数との差は20日以内であること。） (4) 飼育方法 「飼育方法」の文字を冠して、「平飼」又は「平飼い」と記載すること。ただし、28日齢以降放飼いしたものにあっては、「放飼」又は「放飼い」と記載することができる。この場合においては、当該文字の次に括弧を付して、28日齢以降全飼育期間放飼いしたものにあっては「全期間」等と、28日齢以降一部の飼育期間を放飼いしたものにあっては放飼いした期間を週の単位で「〇週間」等と単位を明記して記載すること。 (5) 内容量 「内容量」又は「正味量」の文字を冠して、内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。 (6) 生産業者の氏名又は名称及び住所 「生産業者」又は「生産者」の文字を冠して記載すること。 (7) 小分け業者の氏名又は名称及び住所

	「小分け業者」、「加工包装業者」、「加工包装者」、「加工業者」又は「加工者」の文字を冠して記載すること。
表 示 の 方 式 等	食品表示基準の規定に従うほか、表示可能面積がおおむね150cm ² 以下の容器包装に表示する場合においては、名称、保存の方法、消費期限又は賞味期限及び表示事項の項の(1)から(5)までに規定する事項の表示に用いる文字は、日本産業規格 Z 8305(1962)に規定する 6 ポイントの活字以上の大きさの文字とすること。
表 示 禁 止 事 項	食品表示基準の規定に従うほか、次に掲げる事項は、これを表示していないこと。 (1) 品評会等で受賞したものであることを示す用語（ただし、品評会等で受賞した鶏と素びなの品種（交配様式）、ふ化日からの飼育期間並びに28日齢以降の飼育方法及び飼育密度を同じくするものであって、受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。）及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語 (2) 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語 (3) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

別表 （第2条関係）

会津地鶏、伊勢地鶏、岩手地鶏、インギー鶏、^{うこつけい}鳥骨鶏、^{うずらちやぼ}鶉矮鶏、ウタイチャーン、エーコク、^{おうはん}横斑プリマスロック、^{ひげ}沖縄髯地鶏、尾長鶏、^{かわちやっこ}河内奴鶏、雁鶏、^{がん}岐阜地鶏、熊本種、^{くれこ}久連子鶏、^{こえよしどり}黒柏鶏、^{とうまる}コーチン、^{くきん}声良鶏、^{ひげ}薩摩鶏、^{じとっこ}佐渡髯地鶏、^{しばつとり}地頭鶏、^{しゃも}芝鶏、^{しょうこく}軍鶏、^{ちやぼ}小国鶏、^{みのひき}矮鶏、^{みのひき}東天紅鶏、^み蜀鶏、土佐九斤、土佐地鶏、^{ひな}対馬地鶏、名古屋種、比内鶏、三河種、^{みのひきちやぼ}養曳矮鶏、^み養曳鶏、宮地鶏、ロードアイランドレッド

改正の改正文・附則（平成27年8月21日農林水産省告示第2009号）抄
平成27年9月20日から施行する。

附 則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の地鶏肉の日本農林規格により格付の表示が付された地鶏肉については、なお従前の例による。

最終改正の改正文（令和元年6月27日農林水産省告示第475号）抄
令和元年7月1日から施行する。